

(答弁書第六十五号) 昭和二十二年十月三日配付

内閣参甲第七六号

昭和二十二年九月三十日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄 殿

参議院議員青山正一君提出生活協同組合等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員青山正一君提出生活協同組合等に関する質問に対する答弁書

生活協同組合法が未だ制定を見ない今日巷間に於いて結成を見て居るものはその名称の如何を問わず、實質上一種の消費組合であると思われる。

消費組合は勿論その組合員相互の福利増進の爲に運営せらるべきものであつてこれがもしその域を超え、純然たる商行爲に流れ、或は一部の者の利益追求の擬裝体に過ぎないものがあるとするれば、これは消費組合本來の姿に引きもどされるべきものであると思う。殊に公定價額が嚴守されず正規ルートが乱れてゐる具体的実例と実証とがある場合には当然所定の法規に従つてとり締まられなければならない。政府は先般來、緊急対策八大項目の中にその最も重要な項目として流通秩序の確立を掲げ切符制度の嚴重な遂行と闇行爲の徹底的な取締りに依つて、現在の流通秩序の混乱を打破し惡性インフレの克服を固く決意して居るものであつて之等の組合に就いても専ら此の線に沿つてその健全化を図ると共に、充分な取締りを行つて行く所存である。